

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和3年3月11日(木) 午前10時～午前11時14分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 井上真砂美 委員 鬼頭博和  
委員 黒川 武 委員 須藤智子 委員 伊藤隆信  
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍  
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、市民窓口課長 近藤玲子、同統括主査 丹羽真伸、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同統括主査 浅野弘靖、総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 井上佳奈、子育て支援課長 西井上剛、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第12号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第13号	岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第15号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第16号	岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第17号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第18号	岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案8件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶の申出がありましたので、許可します。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） おはようございます。

本日、議案8件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。この8件のうち5本は介護保険の関係となっておりますが、介護保険につきましては、3年に1度計画の策定ですとか、それに伴い介護保険料の見直しもされております。また、国におきましては、介護報酬の見直しが3年に1度ありまして、それに伴いサービス事業所の基準の見直しなどがされまして、市におきましては、市に指定権限のある地域密着型サービス等の運営基準の見直しがされるものでございます。

本日は、グループ長以上の職員で対応させていただきましますので、御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、議案の審議に入ります。

初めに議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 確認ですけど、今回の条例の一部改正につきましては、所得税に関する控除の仕組みの額が変更になるということで、それに対応して、国保税に対して影響が及ばないようにということでの改正だというふうに理解しておりますが、対象が増えたり減ったりということではなく、今までどおりの対象者が軽減が受けられる、そういう仕組みということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま委員がお話しされたとおり、これまでと同じ所得水準であれば、同様に軽減が受けられる、そのための改正でございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第12号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、すみません。

今回、八剣児童遊園につきまして、地主さんから土地の返却の申出があったということで、今年度末で返却するということの条例の改正であります。それで、八剣児童遊園が五条川小学校登校時の集合場所になっていたということで、その後調整しているということですが、その調整の状況はどうなっていますか。お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 集合場所を変更することに関しましては、学校のほうにも調整をお願いしておりまして、新1年生につきましては、令和3年2月4日の入学説明会のほうでも御説明をさせていただいております。また、在校生につきましては、ほか、新年度になる前のところで場所の確認等もしながらというところでお話をさせていただきたいと思っております。また、参考までにお地元には、本日を受けまし

て、明日以降のところでは回覧板でそのような児童遊園の廃止の周知についても図らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） この第8期計画の介護保険料は4,996円となっております。現行の保険料から43円の増加に抑えられております。市当局におかれましては、保険料の上昇抑制に大変苦勞されたと思います。

さて、保険料を算定するに当たって、介護給付費準備基金の取崩しも大きな影響があると思います。本市においては全額取崩しを行うようではありますが、他市町では一部のみを取り崩すところもあると聞いております。

そこでお尋ねいたします。介護保険給付費準備基金の取崩しについてもシミュレーションは行ったのかどうかお尋ねいたします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護給付費準備基金の取崩しにつきましては、全額を取り崩した場合であっ

たり、あと半額を取り崩した場合、あと取り崩さなかった場合の3通りをシミュレーションしております。

その結果、全額を取り崩した場合の基準額が条例改正案の4,996円でありまして、半額を取り崩した場合にはそれより430円ほど増額しました。取り崩さなかった場合には860円ほど増額をしたと、そういったシミュレーションを行っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回、介護保険料の改定ということで、11段階から13段階に増やしたということになっています。この11段階から13段階までの影響する人数というのを教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

11段階から13段階までの対象者数ですが、その調査時点で、今シミュレーション時点では216人おりました。内訳といたしましては、第11段階が60人で割合としては0.49%、第12段階が62人で0.51%、第13段階が94人で0.77%となっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） いろいろシミュレーションしていただいて、努力していただいているということは認識しております。

それで、今介護保険料の改定がそれぞれの議会で諮られていて、県内の状況などもいろいろ見てみますと、据置きというところも若干あって、しかし、基準額の月額で数百円という、桁がちょっと違う感じの値上げとなるところも数多くあるというふうに見ております。

それで、この所得段階につきましては、本会議でもお聞きしたわけですが、例えば17段階という津島市とか高浜市、あるいは15段階以上あるところもありますし、今回で15段階にするということもあるというふうに思いますが、その辺の周辺の自治体並みに増やしたとしても、基準額はそれほど大きく変動ないというシミュレーションの結果になっているのかどうか、その点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

今回、第11段階から13段階ということで2段階増やしたわけですが、その2段階増やしたことによる影響というのが、基準額、月額にして10円安くなったという、そんな状況でしたので、これ以上に増やしたとしても大きな効果は見られないということで、13段階としております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。なかなか上のほうは変えたとしても、あまり月額には影響ないというのが実態なのかなあというふうに思

います。

第1段階から第3段階の軽減措置、消費税を財源とするものが適用されればというところで、資料で示されておりますが、こういったことが決定されるのはいつの時期になってくるのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

賦課期日ということで、年度初め、4月1日になると思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第14号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） この条例の一部改正で、夜間対応型訪問介護のオペレーターの配置基準の緩和、それと認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しなど、職員配置基準の見直しが行われておりますが、この見直しを行うに至った背景には何があるのかお尋ねいたします。

そして、このような基準の緩和により、安全面を心配する声もあると思ひ

ますが、具体的にどのような安全対策をしているのかお尋ねいたします。

また、国の基準にこの条例改正が倣う必要があるのかお尋ねいたします。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

今回の基準の改正におきましては、各介護サービスにおいて、新たな義務づけであったり、人員基準等の基準の緩和が行われております。このような基準の緩和の背景には、慢性的な人手不足、人材確保が困難な状況があります。そのような中、増え続ける介護ニーズに対応するためには、限られた人材の中で、できるだけ人材確保がしやすいように処遇の改善であったり、あと職場環境の見直しなどを行っていく必要があります。そういったことによる改正となっております。

安全対策の具体的な例なんですけれども、認知症グループホームや夜勤職員体制、3ユニットで夜勤2人の体制を認めるとした見直しでは、あくまで1ユニットに夜勤職員1人の原則は維持をいたしまして、3ユニットの場合は夜勤3人とした上で、なおかつ各ユニットが同一階に隣接をしておいて、速やかな対応が可能な構造とするなど、利用者の安全確保を要件に、例外的に夜勤2人以上の配置にできるとしたものです。

また、見直しにおきましては、利用者へのサービス低下や安全性が損なわれることがないように、これらの基準の緩和を行う前提として、利用者へのサービス提供に支障がない場合にしか行えないとしております。

国の基準に倣う必要があるかということですが、今回の基準の見直しにつきましては、人員の配置基準などは国に従うべき基準となっておりますので、国の基準どおりの改正としております。

**◎委員長（大野慎治君）** ほかに質疑はございませんか。

**◎副委員長（井上真砂美君）** 改正に当たってちょっと気になるのは、勤務体制のことがちょっと気になっております。特に、条例の中の32条の5のところなんですけど、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者のほうが、就業環境が害されることを防ぐために明確な措置を講じなければならないと書いてありますが、ハラスメント関係のことかなあと思うんですが、具体的にどんな措置が取られるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

ハラスメント対策の規定ということになりますけれども、このたびハラスメント対策につきましては、新たに基準として示されたものとなっております。こちらは職員間のハラスメント対策ということになるわけですが、具体的にということになりますと、従業者の就業環境が害されることがないように、方針を明確化するなどの措置を取るということが求められてまいりま

す。さらに具体的に言いますと、職場におけるハラスメントを行ってはならない、そういったことを労働者の関心と理解を深めるように努めるということであったり、あと労働者がほかの労働者に対する言動に必要な注意を払うように研修であったり、その他必要な配慮を行うこと。あと、事業主自身がハラスメント問題に関する理解と関心を深めて労働者に対する言動に注意を払うことなど、そういったことが具体的には求められてまいります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 説明資料のほうで頂いた、地域密着型サービス指定基準の見直しの中の認知症対応型共同生活介護の117条のところなんですけれども、第三者による外部評価ということで、この中に書いている外部の者による評価または第39条第1項に規定する運営推進会議における評価のいずれかの評価を受けるとすると書いてあるんですが、この運営推進会議というものはどんな会議体なのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

運営推進会議ですが、構成員といたしましては、サービスの利用者、利用者の家族、あと地域住民の代表者、あとは市の職員であったり地域包括支援センターの職員、あとさらに認知症対応型共同生活介護について知見を有する者などにより構成をされる協議会といったことになります。

認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供に当たりましては運営推進会議を設置いたしまして、おおむね2か月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望であったり助言等を聞く機会を設けなければならないとされております。

第117条の規定におきましては、業務効率化の観点から、既存の外部評価を維持した上で、公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告をして評価を受けた上で公表する仕組みを、今制度的に義務づけをしまして、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価、いずれかから第三者による外部評価を受けるとする、そういった規定となっております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） この議案第15号の内容としては、あとの議案第16号から18号までにも類似した改正事項がございまして、それぞれ関連することですが、内容的には虐待防止のための体制整備とかその措置、さらにはハラスメント防止の方針、あるいは感染や災害に対する業務継続計画の策定など、きめ細かく義務づけされたり、あるいは努力義務であったりする、そのような改正かなあとと思います。

こうしたことは、過去の様々な事案から見ても社会的に要請されているこ



とだし、やはり必要なことでもあるのかなあと思いつつも、やはり事業所への負担は避けられないところでもあるわけですので、それで、令和6年3月末までの経過措置というのがあるとはいえ、現状のコロナ禍の中で、皆さん大変な思いで仕事をされてみえるわけですから、現場の方々はどうした改正の内容についてどのように考えてみえるのか、もし事前にお分かりでしたらお教え願いたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

そうですね、こういった情報が下りてきたのも本当にまだつい最近ということで、一定、現場というか事業所に対しては、逐一国からの情報を提供してきたと、そういった経過がございます。

現場の状況ということですが、主にこちらも直接的に聞くような機会がなかなか設けられなかったというのがございますけれども、国の議論の中ではやはり今回の改正に伴っては事業者、事業主の考え方であったり、あとその利用者の考え方、あとはそこで働く人の考え方、そういった意見をいろいろすり合わせを行いながら、何度も何度も見直し案をさらに見直して出来上がった、そんな基準になっておりますので、それは現場の事業者の方の意見もおおむねここには反映された、織り込まれたような内容の改正となっております。

**◎委員（黒川 武君）** それで、この義務づけされている事項の今後の実施状況ですよね、そういったものは市としてはどのような方法で確認をしていくのかということと、今後各事業所がそういった取組をする過程の中で、市としてどのような支援措置を講ずることができるのか、そここのところの考えをお聞きいたします。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

今回義務づけされた内容であったり基準の見直しについては、こちら、市の指定権限のある地域密着型サービス事業所ですので、毎年集団指導という形で情報の提供であったり指導する場をまず設けております。あと、定期的に個別に事業所に入って指導するような、そういった機会もありますので、そういったところで正しく運用がなされているかといったところは確認をしてまいりたいと思っております。

また、支援につきましては、様々な義務づけをする中で、例えば業務継続計画の策定であったり、なかなか事業者としては方法が分からなかったり、そういった不安な声はあると思いますので、国からもそういった支援は、支援策というか策定の方法であったり、そういった支援策は示されております。今後、順次さらに支援策等が示されることもあると思っておりますので、そ

ういったものを速やかに提供するとともに、市としてもバックアップは怠らないようにしていきたいと思っております。

◎委員（黒川 武君） 1点だけ。

直接この議案に関係するというよりも、コロナ関連です。少々ちょっと情報がありましたらお教え願いたいと思いますが、3月5日の総理の記者会見の中で、3月末までに全国約3万の高齢者施設への集団感染を防ぐための検査、これを実施すると、そういうことを明言されたわけですが、その具体的な実施方法については明らかにはなっておりませんが、その辺の情報というのはつかんでみえるでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅野弘靖君） 県のほうは、国の要請を受けまして、愛知県内の施設、高齢者福祉に対して検査を行うということで、岩倉市はグループホームを管轄しているので、グループホームに対しては岩倉市を通して希望者の調査がありました。愛知県としましては、3月中に愛知県内の高齢者施設の従業員に対して1回の検査を行うということで、今準備を進めていると聞いております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 幾つか質疑をさせていただきます。

まず簡単なほうから。

私も黒川委員がおっしゃったように、例えば虐待の防止だとか、あるいはハラスメントの防止、また感染症や災害対応ということで、必要な改正部分もあろうかというふうに思います。そういった中で、人員体制や運用の見直しについては、本会議でも申し上げていましたように、ちょっと重大な問題があるのではないかというふうに考えています。それで、人員体制だとか運用の見直しというところは、全て従うべき基準というふうに国から示されているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開します。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

人員の配置の基準であったりは、従うべき基準となっております。運営の基準の中には、参酌であったり標準のそういった基準も含まれております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。恐らく、介護職員にいろんなことを兼務させる、条件付ですけど、そういったことだとか、夜勤体制を緩和するだとか、こういったことは従うべき基準ということだというふうに思います。

次ですけど、これをやるに当たっては、条件をつけています。例えば事業者のサービス提供に支障がない場合だとか、あるいは事業所の管理上支障がない場合、また他の事業所が併設する場合というような、そういうような条件があるわけですが、この辺の判断というのは、本会議でも聞かれましたけど、ちょっと曖昧な感じがしますが、第一義的にはその事業者が判断をするということで、市は先ほど言った集団指導や個別指導の中で確認をしていくという流れになっていくんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

まず事業者が判断をした上で、その次に変更届であったり市に届けられますので、そういった中で基準を満たしているかどうか、そんな判断になります。あとは、先ほど議員がおっしゃられたように、集団指導、個別指導、あと状況的に問題があるような場合は監査に入るなどをして指導していく、そういった流れになってまいります。

◎委員（木村冬樹君） そうしたら、先ほどの質疑の中でもありましたが、この見直しというか、いわゆる厚生労働省令の改正につきましては、厚生労働省の審議会等で相当いろんな意見があったということでもあります。介護職員の確保が困難だということがやっぱり一つ大きな前提があって、今いる介護職員の中でどうやって運用していくのかという視点から捉えられているような感じですか。

それで、こういう労働条件といいますかね、夜勤体制の人数だとか、あるいはいろんな業務を兼務させるということによって、非常に一人一人の介護職員にとっては責任だとか業務量が増えるということは、多分間違いなく起こってくるなあとというふうに思います。

そういった中で、ただでさえコロナ禍で施設の消毒など感染防止対策が今取られていまして、相当苦勞している。私は直接現場に行って話を聞きましたけど、相当苦勞しているというふうにお聞きしています。そういった中で、例えばグループホームで夜勤なんかは夜勤のたびに今日は何も起こりませんようにというふうに祈りながら仕事をしているというような実態があるというふうにお聞きしています。

そういった状況に置かれるのを、さらに緩和するということによって離職が増えて、かえって介護職員の確保が難しくなっていくということになりかねないんじゃないかなあとというふうに私は考えるわけですが、市はその辺はどのように今回の厚生労働省令の改正を見ているんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

兼務であったり仕事の負担が増えるという考えもあるかと思います。そうい

ったことも社会保障審議会の中では議論はされております。一方で、人を融通し合えるといったところで、職員のシフトが組みやすくなって職員の定着を促す、そんな効果もあるといった議論もなされております。

一定負担が増えるということがサービスの低下につながるといった可能性はあるわけですがけれども、そういったサービスの低下をするような状態になってしまったら、その緩和というか兼務であったりは認められないものですから、その辺りは、労働者の声であったり事業所の声であったりを確認しながら適切な運用に勤めていくというのが市として一番大事なことかなあと思っております。

**◎委員（木村冬樹君）** 審議会の人たちが、どれだけ現場の状況をつかんで物を言ったのかということところはちょっと分かりませんが、もちろん利用者の代表だとか利用者の家族の方だとか、あるいは従業員の方々の意見というのは、それなりに現実性があるものだというふうに思うんですけど、全部議事録を読んだわけじゃありませんから詳しく分かりませんが、本当にそういう現場の状況をつかんで発言がされて決められていたかなあとということところは、非常に疑問が残るところであります。市は、従うべき基準ということがありますので、この基準を適用して、この基準にある条件がちゃんと満たされておるかということを見ているということしかできないというふうには思いますが、現場の声もぜひ聴いていただきたいなあとというふうに思っています。

それで、グループホームの職員の方に僕話を聞いてきましたけど、もともとの議論の中で、2ユニットを1人で見るみたいな議論もあったというふうに聞いています。今、特別養護老人ホームなんかは寝たきりと言ったら失礼ですけど、動けない利用者が多いということで夜勤体制は薄くなっていますけど、グループホームは非常に、認知症はありますけど体は動くという方がほとんどですので、入っている方ね、すごい大変だというふうに聞いています。そういうこともぜひ捉えていただきたいなあとというふうに思うんですね。1人の方が、例えば何かトラブルが起こって対応すれば、ほかの対応は絶対できないですよ。1ユニットに1人しかいないんだから、夜勤体制は。それをさらに緩和するということは、僕はちょっと考えられないなあとというふうに思うんですけど、これ、非常に話してもなかなか難しいと思いますけど、そういう現場の状態をぜひ市の職員の方も見てほしいなあとと思いますけど、その辺についてはどのような対応をしているんでしょうか。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

今回の夜勤体制、3ユニットに対して2人ということですが、岩倉市には現

在3ユニットの施設がないということで、なかなか内部の状況というのが確認できる機会がないんですけれども、やはり現場の方の声というのはとても大事だと思っておりますので、そういった現場の声には耳を傾ける、そういった姿勢は持っておきたいと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第15号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の立場で討論を行います。

厚生労働省令の改正に合わせての条例改正であります。地域密着型サービスにおける虐待防止やハラスメント防止、感染症や災害への対策などを規定するものであります。さらには、人員体制や運用の基準を緩和する内容も含まれているという改正となっております。

人員体制や運用の基準の緩和につきましては、厚労省の審議会の中でも懸念をする意見がたくさん出されているという中でまとめられたということでもあります。人員体制を緩和する方向については、反対意見も多く出されているということだというふうに理解しております。

ただでさえコロナ禍で施設の消毒など、感染防止対策で業務量が増えているのが介護事業所の実態であります。こういった中でのさらなる人員体制の規制緩和につきましては、安全にサービスが提供できるのか、私としては本当に不安を増大させる内容だというふうに考えています。

利用者へのサービス提供に支障がない場合、あるいは事業所の管理上支障がない場合、他の事業所が併設する場合などの条件がつけられていますが、介護職員がほかの職務を兼務できるようにする内容につきましては、介護職員の業務量と責任を重くするものと言えます。介護職員の確保の困難さが理由になっているようでありますが、介護職員の業務量と責任の負担がさらなる離職などを生んで、介護職員の確保の困難がさらに増大するのではないかとというふうに懸念するところです。

また、課せられている条件につきましても、判断が非常に事業所に委ねられているということで、問題があった場合に対応するというような市の指導や監査の中でそういうふうに対応が取られるということではありますが、なかなか第一義的には事業所が判断するわけですから、そういう夜勤体制が出てくるということはある話ではないかなあというふうに思います。

そして、この介護職員の業務量と責任の負担増につきましても、利用者のサービス提供にも影響してくるということを考えるわけです。グループホームの夜勤体制3ユニットの場合、2人にすることができるようになる内容も含まれておりますが、これも介護職員の業務量と責任を重くするものであり、容認することができないわけです。

私はグループホームの職員から直接話を聞きましたが、グループホームの実態としましては、自力で動くことができる認知症の利用者がほとんどであります。今でさえ自分の夜勤のときに何事も起こらないように祈りながら仕事をしているということでもあります。1人の利用者に対応しているときに、ほかで問題が起こった場合は、即対応不能になってしまいます。たとえ各ユニットが同一階になっており、安全対策等を取っていたとしても、今より対応が困難になるものということは明らかであります。特別養護老人ホームの定員も、1ユニット10人以下から15人以下にする内容も含まれています。これも、1人当たりの介護職員の業務量を増やすということであり、認めることができません。

現在、市内に該当する施設はないということではありますが、将来にわたって人員体制や運用の基準を緩和する内容を残すことは、やはり容認することはできません。今回の人員体制と運用の基準緩和は、国の基準に従うべきものということでもありますので、市の条例改正はやむを得ないものかもしれませんが、国の考えは、介護職員の確保が困難な中で、介護需要の増大を介護職員の負担増で乗り切ろうというもので、ひいては利用者の安全を脅かすものであり、許すことができません。今、国がやるべきことは、国の責任で介護職員の処遇の改善と業務の軽減を行うことではないでしょうか。

以上の点で、国の対応への抗議を込めて議案第15号については反対の立場を表明するものであります。

◎委員（須藤智子君） 議案第15号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成討論を行います。

団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えて考えますと、高齢者ができる限り住み慣れた地域

で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築、充実させていくことが重要であると考えます。

今後、少子高齢化が進展し、介護を必要とする人が増大する一方で、介護を担う人の減少が見込まれております。現在、慢性的な人手不足や人材確保が困難な状況であり、職場環境の改善や人員配置や運営基準の緩和を通じたサービス提供の効率化及び業務の負担軽減を推進することが必要となっていることや、新型コロナウイルスに代表される感染症対策なども喫緊の課題となっております。

今回の国の基準省令改正は、社会保障審議会の審議を踏まえた改正で、改正内容は感染症や災害への対応力の強化、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保などの観点から見直しがされたものとなっております。基準の緩和については、利用者へのサービス提供に支障がない場合にしか行えないとしており、一定の安全対策も行われていると考えます。岩倉市の条例改正は国の基準省令と同様の内容の改正となっており、今後の地域包括ケアシステムの構築、推進を進める上では必要な改正であると考えます。

最後に、この見直しによって利用者へのサービスの低下や安全性が損なわれることがないように、そして事業者の声をよく聴いて職場の環境がよくなるよう要望して、議案第15号の賛成討論といたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討論はございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第15号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 説明資料で、主な改正内容ということで11項目が示

されています。そのうちの少しお聞きしたいと思います。

2つ目の改正内容ということで、第5条関係であります。ケアマネジメントの公正・中立の確保を図る観点から、事業者が利用者に説明を行う際、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合と、連携サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合の説明を新たに求めるということで、要は同じ事業者によってサービスが提供されるということによって、公正・中立性が保たれているのかということを見る観点だというふうに思いますが、この改正について国はどんなふうに言っているのか、また居宅介護支援事業所にとってはどのような影響が及ぶのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思えます。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

居宅介護支援事業所がケアマネジメントを行うに当たりましては、各種サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように配慮することであったり、また特定の種類、または特定の事業者に不当に偏ることがないようにしなければならないと規定がされております。しかしながら、特定の事業者や事業や事業所に偏る傾向があるということで、既に正当な理由がなく特定の事業所の割合が80%を超える場合は減算をするといった特定事業所集中減算といった仕組みがございます。

今回の基準の改正につきましては、このような減算の仕組みを新たに設けるものではありません。あくまでケアマネジメントの公正中立性の確保の観点から、事業者が直近6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護をはじめとした4つのサービスの利用割合と、同サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明することを求めるといった内容となっております。

**◎委員（木村冬樹君）** 今回の改正によって、介護報酬における減算が拡大するものではないということですが、説明をしっかりとるように求めるものということだというふうに思えます。

介護報酬というのは、ある人員体制をしいたり、ある職種を雇用したりということで加算するという仕組みが多いわけですね。その条件を満たしてくる事業者が増えると、それが当たり前になって加算がなくなったり、あるいはその体制を取っていなかったら減算になるという改定がずうっと行われてきているところで、そのたびに介護職場というのはすごい苦勞しているというふうに、この点も介護現場の方とお話ししてよく分かりました。そういったことで、ケアマネジャーの方々も非常に苦勞されているところだという



ふうに思います。

もう一点ですけど、第14条関係の、この説明書では区分支給限度基準額の利用割合が高くということで、限度額いっぱい使っていて、訪問介護が利用サービスの大部分を占める。ですからヘルパーの派遣がほとんどのサービスを占めているというケアプランを作成する場合に、点検・検証の仕組みを導入するということではありますが、これも以前訪問介護の利用が、例えば月に30回を超えるようなものは問題視されて、きちんと点検しろということでやられて、岩倉市はその点検をした結果、必要な介護がされているということで答弁があったところだと思いますけど、こういったものをさらに厳しくしていくという内容になってくるものなんでしょうか、お聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

利用者が利用サービスに偏りがなかなどを検証することが目的でありまして、こちらは必要とされるサービスの利用制限を行うといった、そんなものではございませんので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第16号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） この17号の議案につきましては、さきの議案第15号の地域密着型サービスの基準を定めた条例改正と同じように予防の認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しなど、職員配置基準の見直しが行われておりますけど、見直しを行う過程でございますけど、背景も同様でしょうか。また、安全対策に関することや、また国の基準に倣う必要があることも同様でしょうか。同じような質問になるかも分かりませんが、質問させていただきます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

先ほどと同様ですので、同じことの繰り返しになってしまうかもしれませんが、今回の基準の改正におきましては、各介護予防サービスにおいても新たな義務づけや人員基準等の基準の緩和が行われております。このような基準の緩和の背景も、先ほどと同様で、地域密着型サービスの慢性的な人手不足であったり、人員確保が困難な状況であることによるものとなっております。

安全対策に関することも同様でして、予防の認知症グループホームの夜勤体制の3ユニットで夜勤2人体制を認めるとした見直しにつきましては、あくまで1ユニットごとに夜勤1人の原則は維持をいたしまして、3ユニット3人の夜勤とした上で、なおかつユニットが同一階に隣接をしていて、速やかな対応が可能な構造とするなど、利用者の安全確保を要件に、例外的に夜勤2人以上の配置とできるといったものとなっております。

また、見直しについては、利用者へのサービスの低下や安全性が損なわれることがないように、これらの基準の緩和を行う前提といたしまして、利用者へのサービス提供に支障がない場合にしか行えないとしております。

また、国の基準に倣う必要があるといったところも同様でして、国に従うべき基準となっておりますので、国の基準どおりの改正となっておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 何点かお聞かせいただきたいと思えます。

今回の介護予防サービス、こういった事業をやっている市内の事業所はどれぐらいあるのかということをお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

地域密着型の介護予防サービスを行っている事業所としては7事業所ござい

ます。

◎委員（鬼頭博和君） 7事業所あるということで、説明資料の中の主な改正内容の2番目のところですがけれども、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者の配置基準について、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務と併せて同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することを可能とするということが10条関係のところを書いてあるんですけども、具体的にどういう場合を指して言っているのかお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

ここで言う管理上支障がない場合ということですが、施設の管理上支障がない場合といったことになります。また、対象となる共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所であったり、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設と併設した指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は現在のところはないといった状況になります、併せて。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第15号と同じ内容のものを予防サービスにも適用するという条例の改正でありますので、改めて議論したり聞きたいことはありませんが、1点だけちょっと聞き忘れたことでお聞かせいただきたいと思えます。

共同生活介護事業所ですから、グループホームの夜勤体制についてですが、同一階に各ユニットが隣接しているということで、2人体制を考えると、例えば今2ユニットの場合は同一階にこういう造り、こちらに9人用のユニットがあって、こっちに9人用のユニットがあって、ここに職員のいるところがあって、両方を見るというような形になっているんですけど、これがまたコの字型みたいになって、こういう体制になっていくのかなあというふうに思うんですけど、ちょっとそのグループホームの職員の話をお聞きすると、各ユニット間での利用者の移動が極力ないようにというような指導もされているということをお聞きしますが、そういう中で、2人の夜勤で本当に対応できるのかなあというふうに思うわけですけど、その辺についてはどんな議論が国のほうでされたか、されていないのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

認知症グループホームのユニット数の緩和であったり夜勤職員体制の緩和などは、議論される中でユニットケアの維持といったところは強く意識した上での今回の見直しとなっております。ですので、現状は特別養護老人ホームなどの夜勤体制だと2ユニットにつき1人といったことで運用がなされているわけですが、それよりは手厚い体制での運用ができるといったところで、

必ずしも今回の見直しがそういったユニットケアの考え方を損なうものではないと考えております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

続いて、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第17号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」反対の立場で討論を行います。

この条例の一部改正につきましても、議案第15号の改正内容を指定地域密着型介護予防サービスにも当てはめるものであり、人員体制や運用の基準緩和が含まれているもので、容認することができません。

国の考えにつきましては、先ほども述べましたように、介護職員の確保が困難な中で介護需要の増加を介護職員の負担増で乗り切ろうというもので、ひいては利用者の安全を脅かすものであると考えます。

したがいまして、議案第15号の反対討論で述べたことと同様の理由で、国の対応への抗議を込めまして、この議案第17号についても反対の立場を表明いたします。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第17号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の討論をさせていただきます。

さきの議案第15号では、要介護者が利用できる指定地域密着型サービスについての改正でありました。この議案では、要支援者が利用できる指定地域密着型介護予防サービスについての改正となっております。改正内容は、さきの議案第15号と同様なものとなっております。また、岩倉市の条例改正は、国の基準省令と同様の改正であり、今後の地域包括ケアシステムの構築の推進を進める上で必要な改正であると思います。

以上の点から、議案第17号は賛成といたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに。

◎委員（鬼頭博和君） 議案第17号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日から施行されることにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防に関する基準の一部改正に伴い所要の事項を改める必要があるため、利用者への虐待防止、ハラスメントによる介護従業者の就業環境が害されることへの防止、また新型コロナウイルス感染症への対応や、災害が発生した場合の業務継続に向けた計画策定や研修、訓練の実施など、介護予防サービスを提供する事業者に対し、運営上必要な多岐にわたる改正が求められていきます。

一方、このような事業所の慢性的な人手不足や人材確保が困難な状況を鑑み、管理上支障がない場合には管理者や介護職員の兼務を可能とするものなど、安全対策を取っていることを要件に、例外的に人員の配置基準を緩和できる内容も含まれています。

今後、少子高齢化が進展し、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題、さらに65歳以上の高齢者の人口がピークとなることで起こり得る2040年問題など、介護を必要とする高齢者が増加することは明らかです。したがって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と充実が重要となります。

今回の条例の一部改正は、このような現状を踏まえ、介護予防のための効果的な支援を継続することや、地域包括ケアシステムの構築を進める上でも必要な改正と考え、賛成といたします。

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第17号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この議案第18号につきましては、さきの議案第16号の内容を予防支援ということに当てはめる内容だというふうに思います。そんな中で、先ほど私が質疑をしました介護サービスの事業所が同一事業者に偏らないようにというようなことだとか、あるいは訪問介護の比重が高い場合、回数が多い場合検証すると、そういうことは含まれていないように思いますが、その辺はどういう考えでこの条例については取り扱うんでしょうか、お聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護予防支援事業所につきましては、岩倉市の場合2事業所ございます。岩倉市地域包括支援センターと岩倉東部地域包括支援センターの2か所になりますけれども、こちら両事業所とも市が委託をして実施をしている事業所になりますので、その辺りは市がきちんと管理をしていくと、そういったことになります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第18号「岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（井上真砂美君） 公の施設7施設、会館等が指定されているわけですが、その施設の収支報告やら会館の使用実績、ばらつき等、もし状況が分かりましたらお知らせください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 施設におけるそれぞれのばらつきというか、それぞれの特性みたいなところを御質問いただいたというふうに思いますけれども、多いところだと、月の平均で600人近くお使いの施設がある一方で、少ないところだと、月平均で申しますと100人を切るような施設もあります。利用件数においても同様に、月に30件を超えるような利用をされている施設もありますが、片や10件を下回るような施設もあるといったところで、地域の特性、人口とかそういったこともあるかもしれませんが、そういった特性等によって利用の状況には大きなばらつきがあるというふうに報告では示されております。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの利用実績についてのばらつきというところも、これを見ていく大きな視点だというふうには思っています。しかし、地域の実情だとか、あるいは管理している区の住民の数だとか、こういったところもやっぱり影響するものであり、それだけでなかなか判断することはできないものかなあとも思っています。

そういった中で、今度は運営する側の指定管理者側の問題として、市長がこの間、各行政区との懇談をやってきたというふうに思います。担当する課が協働安全課だというふうに思いますので、ちょっと答弁が難しいのかなあと思いますけど、学習等共同利用施設の管理について、行政区から何か意見が上がってきているものがあって、それが担当課に届いているのかどうか、こういったものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長（竹井鉄次

君) その懇談の中で出た話題かどうかというところについてははっきりと私どもで把握しておりませんが、区の御要望としていただいているものというのは幾らかあります。やはり多いものは施設の修繕に係るもの、それから備品等の買換えとかそういった御相談、そういったものを頂戴しておるところでございます。以上です。

◎委員(木村冬樹君) 分かりました。施設修繕とか備品の更新ということで、想定すると、私もこの議案と別のところの集会場なんかの管理状況を見ているわけですが、非常に老朽化している施設もありますので、そういった中で多く出てきているのではないかなあというふうに思いますが、こういったものというのは、順次解決していくというような計画になっているのかどうか、例えば予算の関係もありますので、年間に1か所は必ずやるだとか、そういうようなことで対応しているという確認でよろしいでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長(竹井鉄次君) 学習等共同利用施設につきましては、一定の修繕費を毎年確保させていただいておりますのと、それにプラスして、御要望いただいた修繕について、その年度に間に合うものであればその分を付加した予算というのを準備させていただいておりますので、そういった中で対応できるものを対応していくといったことでもあります。以上です。

◎委員(木村冬樹君) 分かりました。

こういった公の施設につきましては、公共施設再配置計画の中で、ちょっと正確に覚えていませんが、第2期か第3期かどっちか……。3期の中でということですから、まだまだ10年以上先ということになってこようかと思えますけど、譲渡をしていくという計画になっています。こういったことについても、恐らく意見が大分出ているんじゃないかと思えますけど、そういった状況なんかは把握されていますでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長(竹井鉄次君) 再配置計画の中では第3期、いわゆる2037年から2046年のうちに譲渡するという計画上はなっております。各区からの御要望としては、いわゆる指定管理者さんとして御希望されるというようなことはいただいておりますが、利用された方の中ではそういったことを進めてもいいのではないかという御意見も、ごく僅かですが直接いただいたりもしております。以上です。

◎委員長(大野慎治君) ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(大野慎治君) ないようですので、質疑を終結します。



お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第37号「公の施設の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第37号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、厚生・文教常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

12月議会の際に、地域自殺対策事業、自殺対策の御相談によるオンライン相談についてと、過去に適応指導推進事業の中で、不登校の子に対するタブレット配付後のZ o o m、オンラインでの御相談事業ということでございましたが、事例が、オンラインによる御相談事業が各地でまだ実施されていないこと、適応指導教室のオンラインによる不登校児の御相談事業も、まだタブレットの配付が済んでいないこと、まだちょっと時期尚早ということで、継続審査にしないことといたします。

また、思いやり条例についても、今ワクチン接種のほうを優先していただかなければならないので、本当は皆さんで議論したいところではございますが、閉会中の継続審査としないことといたしますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、閉会中の継続審査事項は今回はなしとさせていただきます。

当委員会に付託された案件は全て議了いたしました。

なお、本日の本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。あ

ありがとうございました。